平成２５年（再イ）第１号
北海道三笠市榊町464番地17
再生債務者　鈴木　　巧
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月10日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（再イ）第２号
北海道三笠市榊町464番地17
再生債務者　鈴木　由紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月10日
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（再イ）第１４号
岩手県花巻市坂本町２番34号　コーポアサヒ106号
再生債務者　八重樫ゆかり（旧姓栗畑）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月10日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（再イ）第９号
秋田県大仙市四ツ屋字上前村112番地
再生債務者　佐々木正彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月10日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（再イ）第７号
山形県酒田市豊原字大坪37番地　ケアハウスふるさと103号
再生債務者　天明　倪子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月10日　山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（再イ）第８８号
広島県大竹市黒川３丁目６番29号
再生債務者　小林　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年５月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年５月10日
広島地方裁判所民事第４部

計量法第121条の２の規定に基づく認定の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第300号

計量法（平成４年法律第51号）第168条の５第１号の規定に基づく同法第121条の２の認定を行ったので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第12号の規定に基づき、公告する。

平成25年５月23日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

計量法第121条の２の規定に基づく特定計量証明事業を行う者の認定
（2013年４月26日認定分）

認定番号	認定特定計量証明事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	認定の区分及び、媒体／計量の方法	認定の有効期限
N―0158―01	三菱マテリアルテクノ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目14番16号	三菱マテリアルテクノ株式会社　資源・環境・エネルギー事業部　環境計量部　環境技術センター 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目297番地	・大気中のダイオキシン類 排ガス／ＪＩＳＫ0311（2008） 環境大気／ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（平成20年環境省　水・大気環境局）	2016年04月25日
			・水又は土壌中のダイオキシン類 環境水／ＪＩＳＫ0312（2008） 排水／ＪＩＳＫ0312（2008） 土壌／ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年環境省　水・大気環境局） 底質／ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（平成21年環境省　水・大気環境局）	

阪神高速道路工事完了公告

平成25年阪神高速公告第13号

本会社において実施中の阪神高速道路の新設工事は、下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成25年５月23日
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

路　線　名　大阪市道高速道路淀川左岸線
工事の区間　大阪市此花区島屋二丁目から同市同区高見一丁目まで
工事の種類　新設工事
工事完了の日　平成25年５月24日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成25年阪神高速公告第14号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年５月24日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成25年５月23日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑮⑥イｃ中「４月１日」を「５月24日」に改め、同ｄの表中

「

兵庫県道高速湾岸線　西宮浜	兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜

」を

「

兵庫県道高速湾岸線　西宮浜	兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜
兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（大阪方面へ進行する出口）	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（大阪方面へ進行する入口）
兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（神戸方面へ進行する出口）	兵庫県道高速湾岸線　尼崎末広（神戸方面へ進行する入口）

」に改める。